

社会福祉法人長崎市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(平成3年11月11日規程第8号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員(以下「役員等」という。)に職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

(常勤役員の報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬等は、次のとおりとする。ただし、事業団の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては支給しない。

- (1) 報酬
- (2) 通勤手当
- (3) 期末手当

2 報酬額及び期末手当の支給率は、長崎市と協議し理事長が別に定める。

3 通勤手当の計算方法及び報酬等の支給方法は、事業団職員の例による。

(非常勤役員等の報酬)

第5条 事業団の事業執行のために必要な会議に出席(インターネット等を利用した出席及び書面決議を含む。)した役員等(常勤役員を除く。)には、日額7,900円を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等の旅費については、事業団旅費規程に基づき支給する。

2 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(費用弁償の支給方法)

第7条 前条第1項に規定する旅費は出発前に支給することができるものとし、同条第2項に規定する費用は請求があった日から遅滞なく支給する。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日）

この規程は、平成16年6月28日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成21年3月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和5年4月26日 規程第3号）

この規程は、令和5年5月1日から施行する。